

連携協定締結先自治体一覧

令和7年2月5日時点での連携協定自治体は以下の通りです。

①令和5年10月1日締結

さいたま市、春日部市、草加市、越谷市

②令和6年4月12日締結

(埼玉県内すべての自治体です)

さいたま市、川越市、熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、川口市（令和7年2月5日追加）

転入先での手続きや制度の詳細については、各自治体の担当窓口にお問い合わせください。